

令和5年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年7月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和5年7月10日(月) 午後3時26分

3 場所 消防署 3階 研修室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

武田 英雄	前田 操	守安 淳市	池上 次男	竹内 功次
東 茂	長代 悦和	大月 泉	高上 忠義	黒江 冊旨
友野 伸樹	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う
意見聴取について

議案第36号 農地法第4条の規定による転用許可申請（令和4年11月16日付け）
について

報告第14号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第16号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

（会長） それでは、只今より令和5年第7回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が10名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

（会長） 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議案第32号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主査) 【議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号23番】

(農地担当) それでは3条の審議に入りますが、この案件は、関係委員さんに退出をお願いします。

【藤井委員 退席】 午後1時35分

(農地担当) それでは23番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件は、渡人が高齢になったということで、受人が購入するということです。すでに受人が流動化で耕作をしています。現在は、大豆を植えられており、地元としては問題ないと思います。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【藤井委員 入室】 午後1時39分

【受付番号24番】

(農地担当) 続きまして24番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件は、渡人は県外の方で父からの相続でこの農地を所有しています。受人はこの農地の北側の宅地を購入し、近接したこの農地も一緒に購入するということです。受人は

現在、岡山市に住んでいますが、いずれはこの宅地に住むという事なので問題ないと思います。機械は、管理機を所有しており、今後は野菜を栽培していくという事です。地元としては、問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

- (農地担当) 長代委員、補足はありますか
(長代委員) 補足はありません。ご審議の程、よろしくお願いいいたします。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号25番, 26番】

- (農地担当) 続きまして25番、金井戸の件につきまして、26番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
(4番委員) この案件は、渡人が耕作するのが大変になったということと、この農地の形が悪くて、受人がこの申請地を通らないと自分の農地に入れないという事もあって今回の申請になりました。受人は、ともに農機具を所有しており、地元としては問題ないと思いますので、よろしく審議の程をお願いします。
(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、25番、26番は許可されました。

【受付番号27番】

- (農地担当) 続きまして27番、清音柿木の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
(6番委員) この案件は、渡人の要望で話がまとまった案件です。周りは市街地の畑になっているので、地元としては、問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。
(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、27番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当) 続きまして30番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件については、国分寺の北になります。守安委員から詳細について説明をお願いします。

(農地担当) 守安委員、お願いいたします。

(守安委員) この案件ですが、渡人がもう農業が出来ないという事で、近所の方をお願いをしたという事です。受人は、すでにブドウを栽培されており、家族4人で作業をするという事で地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当) 続きまして31番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件につきましては、受人の自宅の隣地の農地を購入するという案件です。地元としては問題ないと聞いておりますが、詳しくは石尾委員からお願いします。

(農地担当) 石尾委員、お願いいたします。

(石尾委員) 受人は、農作業歴32年で、家族で農作業をしております。農機具も所有しており、今後はこの農地で水稻を栽培するそうです。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号 28 番】

- (農地担当) 続きまして 28 番，清音軽部の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (6 番委員) この案件ですが，3 年間の使用貸借です。受人は，渡人の孫になりますが，現在一緒に農作業をされております。詳細は，藤井委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 藤井委員，お願いいたします。
- (藤井委員) この申請は，5 月総会で分家住宅の転用で許可を得ている案件の関係になります。当初は，分家住宅で受人が許可を得ましたが，このエリアについては，圃場整備をしたエリアで分家住宅は出来ないと県から指導があり，農家住宅での開発許可に変更をする必要が生じました。受人は，実際に農作業をされており，今後は農業を承継するので，この度の案件になりました。地元としては，問題ありませんのでよろしく審議をお願いします。
- (農地担当) それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。28 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，28 番は許可されました。

【受付番号 29 番】

- (農地担当) 続きまして 29 番，岡谷の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (9 番委員) この案件は，受人，渡人は親子関係です。詳細は友野委員をお願いします。
- (農地担当) 友野委員，お願いいたします。
- (友野委員) この案件は，数年前から息子が中心に耕作をしており，父親の体調もあまりよくないということもあって，今回の申請になりました。現在は，水稻を作付けしております。農機具も父親の農機具がありますので，地元としては問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。
- (農地担当) それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。29 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，29 番は許可されました。

【議案第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第33号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号8番】

(農地担当) それでは8番、清音三因の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が畑、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 申請者は、6人家族で車を4台所有しており、現在の駐車場が手狭になったという事で今回の申請になっております。自宅の南側を敷地拡張して露天駐車場にするということで、周辺農地への影響はありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として既存の敷地拡張という事で適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当) 続きまして9番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この申請地でございますが、道が狭いエリアのためカーブミラーを設置するという事です。地元としては問題ないものと考えておりますので、審議の程よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。9番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号10番】

- (農地担当) 続きまして10番、新本の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) この申請地でございますが、上にお墓があり、この畑の横にある細い道を通ってお墓に行っていましたが、この度便宜性を図るため、この申請地をお墓の入り口をして使用するという案件でございます。地元としては、問題ないと考えておりますのでよろしく審議をお願いします。
- (農地担当) 長代委員、補足はありますか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしくお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。10番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番、25番】

- (農地担当) 続きまして11番、長良の件につきまして、25番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

- (7番委員) 周辺の状況ですが、11番は東が田、西が宅地、南が道路、北が宅地です。25番は、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件については、前田委員から詳細について説明をお願いします。
- (農地担当) 前田委員、お願いします。
- (前田委員) 11番については、すでに農業用倉庫が建てられていました。この度、現状に合わせて申請をしています。25番についてですが、用水については問題ありません。排水については、集水桝を設置し、集水し、側溝へ接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂流出については、境界部分にコンクリート擁壁を設置するので問題ありません。総合判断として問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、11番、25番は許可されました。

【受付番号12番】

- (農地担当) 続きまして12番、影の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが墓地の申請です。用水排水ともに問題ありません。土砂流出は隣地に流出しないようにするというので総合判断として近隣農地に影響はなく問題はありません。よろしく審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

- (農地担当) 続きまして13番、山田の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺営農への影響ですが、用水、排水、日照通風は問題ありません。土砂流出は、南側に石垣を積んでいますので流出は考えられません。この案件は、すでに申請人の親の代から倉庫を建てられておりました。今回正しく手続きを行うという事です。地元としては、問題ありませんので審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) 東委員、補足はありますでしょうか。
- (東委員) 特に補足はありません。よろしく審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。

【議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第34号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号17番】

(農地担当) 続きまして17番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地でございますが、近年、開発が出ているエリアの残地部分です。地元としては、周辺営農上、問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号19番】

(農地担当) 続きまして19番、北溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が田、南が線路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件については、前田委員から詳細について説明をお願いします。

(農地担当) それでは、前田委員をお願いします。

(前田委員) 周辺営農への影響ですが、用水については問題ありません。排水については、集水柵を設置し、集水し、側溝へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂流出については、境界部分にコンクリート擁壁を設置するので問題ありません。総合判断として問題ないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番】

- (農地担当) 続きまして20番、美袋の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件については、すでに駐車場になっておりますが、大月委員から詳細について説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、大月委員をお願いします。
- (大月委員) この案件ですが、受人が車を4台駐車をしたいが、現在の敷地では狭いので今回の申請に至っております。地元としては、周辺農地への支障はないと考えられますので、ご審議をよろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件ですが、始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (6番委員) 受人は、県外の方ですがこれは大丈夫なのですか。
- (主査) 受人は、この申請地のすぐ北に家を購入されており、そこに住むときに車が停められないという事で、申請が出ております。
- (農地担当) 他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号 2 1 番】

- (農地担当) 続きまして 2 1 番, 宍粟の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (7 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南が水路, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1 3 番委員) この案件ですが, 宅地と農地を購入して, 農地については露天駐車場として転用する案件です。宅地部分が狭く, 車が入らないということで, この度の申請になりました。周辺農地への支障はありません。地元としては, 問題ないと考えますので, どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。2 1 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 2 1 番は許可されました。

【受付番号 2 2 番】

- (農地担当) 続きまして 2 2 番, 宿の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (7 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が田, 南が水路, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9 番委員) この案件ですが, 地元としては問題ないと考えていますが, 詳細については黒江委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 黒江委員, お願いします。
- (黒江委員) 周辺営農への影響ですが, 用水, 排水については問題ありません。土砂流出については, 周囲をコンクリートで固め, 芝を張って土砂流出しないようにするという事です。総合判断として問題ないと思いますので, ご審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当) 続きまして23番、三輪の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、資材置き場としての申請です。周辺農地への影響はなく問題ないと考えますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員) 資材置き場として約800平方メートルということですが、これは問題ないのですか。

(主査) 要件としては必要最小限の面積という事です。何をどのようにして使うかという説明がつけば、大丈夫です。

(農地担当) 他に、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当) 続きまして24番、原の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 周辺農地への影響ですが、用水については問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。雨水は宅地内の桧の集水し、既存の水路へ放流します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、盛土をしないので土砂流出はありません。総合判断として隣接地に影響はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号26番, 27番】

(農地担当) 続きまして26番、富原の件について、27番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、用水については東にあり問題ありません。雨水については、集水桧を設けて集水し、既存の水路へ放流します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にコンクリート擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として周辺農地に影響はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番、27番は許可されました。

【受付番号28番】

(農地担当) 続きまして28番、三須の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件については、守安委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは守安委員、お願いします。

(守安委員) この案件ですが、用水については南にあるので問題ありません。雨水については集水枿を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として隣接地に影響はないものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番】

(農地担当) 続きまして29番、八代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が山林、南が山林、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、墓地の申請です。もともと山にあった墓地を下におろすという事です。この申請地周辺はすべて渡人の土地で、周辺農地への影響はないものと考えます。どうぞご審議ください。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。29番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号18番】

- (農地担当) 続きまして18番、刑部の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) この案件については、茅原委員から詳細について説明をお願いします。
- (茅原委員) 受人、渡人の関係は親子関係です。周辺営農への影響ですが、用水、排水は問題ありません。雨水については、集水柵を設けて集水し、既存の水路へ放流します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として周辺農地に影響はないものと思われれます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

**【議案第35号 農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）
変更に伴う意見聴取について】**

- (農地担当) 続きまして別紙になります。議案第35号、農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第35号 農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取について朗読】
- (農林係長) 【議案第35号 農用地利用集積計画について説明】
- (農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。
- (6番委員) この計画の12ページですが、市としてご指導をいただけるのですか。
- (農林係長) この基本構想に書いているとおり、市として支援していきたいと思っております。
- (農地担当) ほかに何かありますでしょうか。
- (農地担当) 特にございませでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- (委員) よろしい。
- (農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【議案第36号 農地法第4条の規定による転用許可申請について（令和4年11月16日付け）について】

- (農地担当) 続きまして追加議案であります議案第36号、農地法第4条の規定による転用許可申請について（令和4年11月16日付け）について事務局より説明をお願いいたします。
- (次長) 【議案第36号 農地法第4条の規定による転用許可申請について（令和4年11月16日付け）について朗読】
- (次長) この案件でございますが、現在進行中の営農型太陽光の許可に対する不服審査請求に関するものでございまして、5月の総会でご審議いただきました弁明書を申請人に送付したところ、別紙資料のとおり反論書が返ってきました。その反論書の中に「不利益な短縮許可の理由説明が許可書にあるべき」ということを主張されてきました。許可書は別紙資料の4枚目でございます。この許可書には許可条件については記載していますが、申請に対する許可期間を短縮した理由を明記していません。このことについて、弁護士とも協議したところ、やはり、許可期間を短縮した理由を許可証に明記していなければ、行政手続法第8条第1項に抵触し、この許可は無効であったという可能性があるということで、この

まま審査請求を経て訴訟に進んでいくとおそらく取り消されるということでした。従いまして、一度この許可処分を取り消して、許可期間を10年ではなく、1年4か月とした理由を付して、改めて今回許可をしようとするものです。それでは、議案をご覧ください。決議議事項として、1番、申請人が令和4年11月16日付で申請した農地法第4条の規定による許可申請に対し、令和4年12月16日になした許可を取り消す。2番目として、この申請に対し、別紙記載の理由により令和4年12月16日になした許可と同内容の許可をする。この決議の理由として、令和4年12月16日になした許可は、10年の転用許可の求めに対し、1年4か月の転用許可をするものであり、申請の一部を拒否する処分であったが、処分書にその理由が記載されておらず、行政手続法第8条第1項に抵触するものと認められたことから、職権でこれを取り消し、改めて理由を付して同じ内容の許可処分を行うものである。ということです。理由については、次のページをご覧ください。これは、5月総会で審議いただいた弁明書に記載した内容の一部を抜粋したものです。まず、法令の定めですが、この許可については、農林水産省農村振興局長通知を基準として判断をしているということを明記しています。申請に至る経緯として、申請人は、10年間とする許可処分を申請してきたということを記載しています。次のページをご覧ください。(3)及び(4)では、申請人の営農状況とそれに対する評価を記載しています。申請人は、地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上収穫していないということを明記しています。(5)の処分の理由ですが、申請人は作付け開始して2年が経過しただけで、なお営農が本格化する可能性があることから、この申請を直ちに不許可とせず、今後の営農実績を確認することが相当であると判断し、農業委員会として評価するに足る期間として令和6年4月30日までの許可期間とする。ということを明記しています。最後ウのところ、申請人は10年の許可を申請しているが、申請人は、局長通知に記載されている10年の許可期間の要件である、「効率的かつ安定的な農業経営の担い手」であるとは、認められないという事を明記しています。この効率的かつ安定的な農業経営の担い手とは、具体的にどのような方なのかということですが、総社市農業経営基本構想というものを定めていますが、その中に、効率的かつ安定的な農業経営の指標を定めています。そこには、経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とし、主たる従事者の一人当たりの年間労働時間は、1,800時間程度とし、所得はおおむね400万円とするとされており、申請人は、青色申告をしています。収入についてはほとんどが太陽光の売電収入であり、農業に関する収入は●●万円程度ですので、「効率的かつ安定的な農業経営の担い手」であるとは、認められないという事で申請人の場合は10年ではなく、3年以下であるということです。ということで、一旦、許可処分を取消し、あらたに期間短縮の理由を付したうえで、同じ内容の令和6年4月30日までの許可期間として許可処分を行うということでご審議をよろしく申し上げます。

(農地担当) ただ今、事務局の説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手の上お願

いたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。この件につきまして原案どおり承認し、令和6年4月30日までの許可とすることにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、この件については、現在の許可処分を取り消し、申請により求められた10年の転用期間を拒否する理由を提示して許可することとしました。以上で議案第36号の審議は終了いたしました。

【報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第17号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第17号 報告書について朗読】

【報告第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第18号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第18号 報告書について朗読】

【報告第19号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第19号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第19号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 29ページは、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が9件、4条関係が7件、5条関係が13

件でございました。また、農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取につきまして、原案どおり承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

（会長） ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

（会長） それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

（会長代理） 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時26分